

反障害通信

24. 7. 3

152号

世界は変え得る、途はいくつも！

政治的無関心のひとが増えてきています。社会は（根本的には）変わらないという大合唱が出ています。マルクスを多少はかじったひとたちまでも、その合唱に加わっています。それが起きたのは、ソ連邦の崩壊で、マルクス葬送が叫ばれ始めた1990年前後からでしょうか？ それとも1960年代後半から70年代にかけての大衆叛乱の時代が収束してからでしょうか？ もっと溯ればロシア革命の変節がはっきりしてきた1920年代でしょうか？

わたしはそもそもロシア革命の評価の問題で、それを「社会主義革命」が定立したという評価から、「社会主義革命」の定立に失敗したという押さえ直しへの転換が必要だと思います。ロシア革命は、プロレタリア独裁のロシア版の労農独裁としてソヴェト独裁から、社会主義への移行に失敗したのであって、そういうこととしての総括が必要なのです。それが、社会変革志向のひとたちが、その総括なしに、マルクスの流れのひとたちの「マルクス・レーニン主義」なることをかかげる運動が主流派を占めてきました。だからこそ、レーニン主義批判とマルクスの革命論の総括を含んだ社会変革運動の総括が必要なのです。そのことは別稿で準備していますが、ここでは、そもそも、なぜ社会は変わらないと、実際にいくらでも、変え得る途が思い浮かぶのに、なぜ、それらのことを実践もしないで、「社会は変わらない」という合唱に参加するのか、ということの批判を込めて、「世界は変え得る、途はいくつも！」という文を起こします。その途を踏み出して示して行きます。

四つのテーマ、反戦・反差別・反ファシズム（反国家主義）・エコロジーで運動を創り出していくこと

剥き出しの暴力支配の時代で、社会変革の運動自身が規定されていた時代と違うことは、「民主主義」という理念を建前にしている世界資本主義の体制で、「民主主義国」を標榜するところでは、一応の一致が勝ち取れることがあります。それは「反戦・反差別・反ファシズム（反国家主義）・エコロジー」ということです。

実は、前号の巻頭言は、この冒頭の反戦をテーマにして書きました。他のテーマもそれぞれ同じくらいの文になるので、それは今後の巻頭言で書いて行きます。

実は、これらのことは中断している「社会変革への途」の草稿になり、ぼつぼつ構案を出すときなのですが、論理的整理に踏み込んでいるので、とりあえず、断片的草稿を書いていきます。

民衆のグローバルサウスを捲き込んだ国境を越えた連帯

さて、現在の世界情勢は、資本主義的システムが世界を覆ったグローバリゼーションの世界資本主義の時代と規定されます。その理念として、「民主主義」を突きだしています。勿論、自称「社会主義」を唱えている国はありますが、その国も、マルクス・レーニン主義を突きだしていて、少なくともマルクスの唯物史観からすると、経済は資本主義で、政

治は社会主義などあり得ず、これは国家資本主義と規定されることです。その他、王制や天皇制を抱く国が「民主主義国」と規定できるか、明らかな矛盾ですが、一応民主主義を標榜しているので、民主主義の枠内でとらえます。

だから、その国家群の連合たる「国連」は、民主主義をその共通の理念として動いているはずですが。

ところが、その民主主義の原則からして、安全保障理事会の常任理事国に拒否権が与えられ、しかも、現実的決定権が、総会ではなく、こちらにあるということが、そもそも理解しがたいことなのです。拒否権ということを考える必要があるとしたら、「わたしたちのことをわたしたち抜きで決めるな」と国際的な「障害者運動」の精神から照らして、被差別者や、これまで被差別を受けてきたひとたちや、「国家」に与えられることです。真逆のシステムになっています。誰が考えてもおかしなことはそれなりに是正されていくのですが、これはそのまままかり通っています。多分、当然のことを突きだしても、常任理事国がそれを受け入れず、場合によってはトランプが国連の数々の機関から離脱したように、国連自体から離脱していく構造がとらえられるから、誰も言い出さない構図があると推測されます。ですが、一応の突き出しは必要です。

ですが、別の方法が考えられます。それは、民衆の国境を越えた世界連帯のネットワークをうみだしていくことです。そこに、「弱小国家」のグローバルサウスを捲き込んでいくという方法が考えられます。実は、これには実践的モデルがあります。関西生コンの運動です。これは、大手のゼネコンやセメント会社などが、資本主義的精神として、労働者の賃金や中小企業などにしわ寄せをして利潤を追求していく構造があることがあるのですが、生コンの運送を担う労働組合が関連の中小企業を捲き込んで大手資本に対峙してきた中で、それなりの成果と弾圧されてきた歴史があるのです。その運動の理念がいかせるのです。勿論、その運動の敗北的局面をきちんと総括して、攻勢に転じることが必要なのですが。

地域からの変革

さて、今、日本で少しずつ起こってきている運動があります。それは海外でも、スペインのバルセロナの地方自治の取り組みを学んできていることで、「ミュニシパリズム」と呼ばれる運動です。「地方自治」と訳するのでしょうか？ これは徹底した民衆との対話の中で、「みんなで創る地方自治」として進められ、そのことが地方自治体のネットワークとして国内のみならず、国際的な連帯として進んで行く道筋がとらえられるのです。これが、前項の「民衆のグローバルサウスを捲き込んだ国境を越えた連帯」ともリンクしていくのです。

直接民主主義の導入—議決権を民衆に取り戻すこと

今日、ITの導入が叫ばれています。ところが、そもそも「民主主義」の理念からして根本的に必要なはずの行政や立法の情報公開がないのです。それで、「国民」への一方的情報収集・管理という、これも「民主主義」の理念に反することをしています。しかも、企業にその業務を丸投げして、利権あさりの具にしている感があります。そのことは、マイナンバーカードへのひもづけによる国民健康保健証の廃止など、どうしようもないIT後進国ぶりを露呈し混乱を引き起こしている感が出ています。だから、政権交代なしには、このことは実現不可能なのですが、そもそもITということで、真っ先にやるべきこと

は、「民主主義思想の元祖」ルソーが提起した直接民主主義の導入です。議員選出のインターネット投票のみならず、そもそも、民意の反映しない国会になっている現状や、国会を無視して何でも閣議決定ですませようとする民主主義が機能していない状況をとらえると、パブリックコメントで一定程度異論が出て来る議題や、議員の中でも異論がそれなりに出来てくる議題は、すべてインターネットによる民衆投票で決定していくというシステムが作れることです。今、自民党の派閥の解消、政策集団化ということが話題になっていますが、政党そのものを政策集団化していく途が有効です。こういうことを提案すると「衆愚政治」とかいうひとがいるのですが、そういうひとたちの集団が一番「衆愚」なのです。世論調査自体がかなり政府から情報操作されて偏ってもいるのですが、それでも今の政治よりもまともです。勿論、色んな悪用とかへの防禦策を考えねばなりません、それらのことも含めて、この途が民衆の意思を反映した政治という意味での「民主主義」にかなり有効な方法となるのではと思います。

過去の社会変革運動の総括をなしきり理論的整理を進めること

さて、いくつかの「途」を提示してきましたが、まだいくつかの「途」があるのだらうと思います。順番を前後させています。そもそも冒頭に書いたように過去の総括が必要になっています。そのことを含めて、いろんな議論、理論的整理が必要になっています。これまでもいろいろ書いて来ていますが、改めてひとつひとつ作業をなしきり、そしてそれらのことを整理していくことが必要になっています。少しずつ作業を進めます。

(み)

(「反差別原論」への断章) (82) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 152 号」アップ(24/7/3)
- ◆メインの「反障害——反差別研究会」のホームページに不備・加筆することがあり、昨年かなり大幅な更新をしました。「今後の課題」など関心をもってもらえる方は、読んでもらえると幸いです。<http://www.taica.info/kaikadai2.pdf>
- ◆「反差別資料室 A」「反差別資料室 C」で見れなかったところをチェックして一部修正して再アップしました。今のところ、全部見れるようになっています。
- ◆「反差別資料室 C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、今年5月の末に1年余ぶりにリアップしました。
- ◆[廣松ノート]を一時的に、「反差別資料室 C」に入れていたのですが、メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV. F [廣松ノート]に移しました。

<http://www.taica.info/hiromatunote.html>

読書メモ

[廣松ノート (5)] の『弁証法の論理』の7回目です。

たわしの読書メモ・・ブログ 663 [廣松ノート (5)]

・廣松渉『弁証法の論理 弁証法における体系構成法』青土社 1980 (7)

第十一信「対論」の論理と推理連鎖

前便の復習的文「前便では「存在様相」の問題と「判断における「肯定・否定」という問題とを扱い、判断の場面での「当為(「ゾレン」のルビ)的必然性」「それに対する反対の禁止」という意識に定位して、両者をひとまずリンクさせておきました。／いつぞや、肯定判断・否定判断を、単なる「同轄」措定・「異別」措定とは次元的に区別する必要がある(このことは、異化ということの後に同一性があるという廣松さんの言ってきたことと、そして、単なる異化ということと、判断としての判断を区別する必要があるというので、このところは、わたしが、記号論的に「」{ } “ ” と使い分けをしようとしていたことに通じるのではないかと想ったりもしています。)旨を綴った所以でもありますが、肯定・否定ということは、元来は「主語—述語」の関係づけに直接的に関わるものではなく、間(「かん」のルビ)主観的な「对他者—對自己」の場面を扱ってはじめて成立します。すなわち、前便で申し述べましたように、施詞措定態(「(コレハ)A」ひいては「SハP」)が对他者的に帰属する相で提言される「陳述的措定」に対して、同意・不同意の態度決定を表明する場面で元来は成立するものです(対自化は人称化とともに)。但し、やがては、对他者的に帰属するというさいの当の「他者」が<世人(「ヒト」のルビ)>の相に脱人称化され、非人称化される傾動があり、“内なる対話”たる思考においては、間主観性とか对他者的妥当性とかの意識が薄弱化し得ます。また、肯定的承認否定的拒斥の態度決定という間主観的な関係規定が「叙示態」(主語＝述語成態)に“内自化”されることによって、第二次的に、「肯定系の述定的措定態」(SハPデアル)、「否定形の述定的措定態」(SハPデナイ)が成立しうる次序となります。——肯定的述定態と否定的述定態とは、常に同位同格的だと考える必要はありません。現に或る種の肯定は否定の否定を介してはじめて成立します。しかしながら、原基的な位階では、迂生としては両者を同格的に扱いたいと念います。単なる「命名的結合」「施詞措定」といった次元ばかりでなく、「同轄」や「異別」といった次元が前梯となりますために、この間の整序に立入ると話がかかなり厄介になりますけれど、当座の論的としては次の一事を諒解ねがえれば間に合います。それは「デアル」「デナイ」という述定(「叙示態の陳述」ではなく「叙示態」つまり「主語—述語」成態を成立せしめる“述語づけ”)の位階と存立機制に関わる事項なのですが、「述定」は単なる所知「として」把握するという「区別性と同一性と統一」ではなく、その上に立つものです。所与をそれ以上の所知として把握するという機制は知覚や表象の次元から汎通的に存立しますし、それを基盤にして命名的措定も成立します。また、再認的次元での「同立」「異立」や較認的次元での「同轄」「異別」も“同一性”“区別性”を所知的第二契機とする構図で判断以前の的に成立します。(そして、日常的場面では、知覚判断が云々されたり、同轄や異別も、言語表現上は判断的述定と同形になることから、無造作に判断に算入されたりします。実際問題として、間主観的な関係性の“内自化”が直接的には見出しにくいケースもそこにあ

ります。こういう事情に見合って、日常的には、とりわけ肯定形の述定は単なる命名的結合と混同されがちであり、迂生自身、これまでの論述の途次では、そういう日常的思念に追従する流儀で誌して参りました。が、ここあたりで一旦は厳密に規定しておく必要があります(勝義における「デアル」「デナイ」という肯定的・否定的述定は、しかし、単なる「として」把握の二肢的關係ではなく、当の二肢關係態が「誰」かに対して帰属する(人称化による四肢構造態の形成)ことを含みとしつつ、対自的な妥当性の承認・拒斥の表出なのであり、それが叙示的に“内自化”されるかぎり、述語の主語に対する向妥当性・非妥当性の表出なのです。) 330-2P

欠した課題と、今後の課題「右の申し条は、抽象的で独白めいた印象を与えたのではないかと惧れますが、その欠は行文を通じて是正していく心算です。とりあえず、「デアル」の位階と存立機制が前々からブラック・ボックスに納められまゝになっていた事情に鑑み、前便に謂う「陳述」の「述定」への“内自化”云々の機制と関連づけて、蓋(「ふた」のルビ)をあけたものと御諒解ねがいます。」 332P

一 論理的「根本定律」の事実性と規範性

第一段落——「推理」——判断の推論的連鎖 332-5P

(この項の問題設定)「今や、単なる判断の次元を超えて、論理学に謂う「推理」、すなわち判断の推論的連鎖を射程に入れて討究すべき場面を迎えております。——われわれの場合には、なるほど、伝統的・形式的な論理学のように「概念論」「判断論」「推理論」を峻別するには及びません。「超(「メタ」のルビ)文法的主辞・賓辞」論を持ち出すまでもなく、意味構造からいえば、概念はすでに賓述に俟つものであり、判断はすでに一種の直接的推理の構制になっているとも申せます。しかし、推論的連鎖の在り方に流目するとき、固有の問題圏が存立することは確かであり、前便で到達した場面はこの視圏に絡入しているのが実態です。／ここでは「推論的連鎖」の存立構制を問題にしておきたいのですが、お断(「ことわ」のルビ)りするまでもなく、これを周到に展開するとなれば論理学の体系を提示する必要があるばかりか、認識論の次元、更には「哲学的メタ論理学」ともいうべきものを叙説することが要件になりますので、当座の議論としては“戦略的拠点”とも謂うべき幾つかの論件に絞ることに致します。」 332-3P

言語を抜きにして(勝義の)推論的判断連鎖は存立しないこと(言語論的—弁証法的展開)
「偕、推論的判断連鎖は、実際問題として、言語を抜きにして存立しません。成る程、言語以前の場面においても、広義の“推論”ならば或る程度まで進捗することでしょう。しかし、単なる「同轄」や「異別」といった次元を超えた勝義の判断とその連鎖ということになれば、言語を俟ってはじめて成立します。但し、言語といっても、必ずしも発話されるに及ばず、いわゆる「内語」のかたちでも差支えありません。とは申せ、「内語的活動」なるものは、発生論的経緯からいっても、そもそも「外語」的活動の内化されたものであり、少々強引に言い切ってしまうと、「思考(“内なる対話”）」とはまさに間(「かん」のルビ)主観的な対話・対論が“内面化”されたものという構制になっております。——どうしてもよいことに拘(「こだ」のルビ)わっているような印象を与えるかと惧れますが、「思考」を基(「もと」のルビ)とみなすか、「対話」を基とみなすかで、「論理」というものについての了解の仕方が決定的に相岐れます。「弁証法」(ディアレクティケー＝対話術)の場合、プラ

トンが「思考」を以って「内なる対話」と呼んだ故知などを引合いに出すまでもなく、「対話」の方を原基的とみなすのであり、論理は原基的に「対話の論理」なのです。もちろん対話といっても、具体的な他者との具体的な会話の謂いとは限りません。対話的に協働しながら討究を深めていくという典型的な場合だけでなく、さしあたり相手の主張を静聴するとか、説得しようとして一方的に展開するような場合を含み得ます。また、世人(「ヒト」のルビ)に懇(「うった」のルビ)えるとか、世人の意見に異を唱えるとか、不特定の非人称的“相手”との“対話”もあり得ます。このさい注意すべきことは、「思考の論理」と「対話の論理」とが別々にあるわけではないという点です。学兄は、この言い方に対して疑義を呈せられるでしょうか？ 一昔前までは、「人間は言語があろうとなかろうと思考を展開していくことができる」という意見があり、「言語で表現するかどうかは思考にとってどうでもよいことだ」という意見が優勢でした。現に、ヘーゲルも、フンボルトと同時代人であるにもかかわらず、思考にとって言語が決定的に重要な契機だということを十全に洞察していたとは言いきれません。(この点で「意識の現実態は言語である」ことを明確に説いたマルクス・エンゲルスと径庭があります)。しかし、今日では、言語は既成の思考を表現する外的な手段ではなく、少なくとも「内語」というかたちで、「思考の成立条件」「思考の構成的契機」をなすものだという認識が定見になっていると申せましょう。尤も、内語的規則と外語的規則とは完璧に合致するとは言えませんし、沈思黙考する場面では意味的契機がもつぱら現識されて記号的系はほとんど意識にのぼらないことも確かです。しかし、その意味的契機の分節の仕方、意識され方からして“言語拘束的” “言語被媒介的”なことは齊しく認められると思います——。こうして、いわゆる「思考の論理」なるものも内面化された「対話の論理」なのであり、「論理」とはまずは対話的構制に即して規定さるべきものです。」 333-4P

対話が成立しうる前提条件「では、対話が成立しうるためには何が必要でしょうか？ 平俗に言って「言葉が通じる」ことが最低限度必要なことは言を俟ちません。それでは、言語が通じるとは如何なる謂いであり、そのためには如何なる条件が要(「い」のルビ)るでしょうか。言語的記号(能記)を介して意味的所知(所記)が間主体的に“共有化”されること、そのためには「言語(「ラング」のルビ)」が“共有”されていることが要件になります。「言語(「ラング」のルビ)」が“共有”されているとは、当該「能記」体系の意味論的(「セマンティクス」のルビ)・構文論的(「シンタクティクス」のルビ)・実用論的(「プラグマティクス」のルビ)な“規則”が各々“身につけている”謂いであり、視角を変えていえば、当事者たちが当該ラングの“ラング主体”とでも呼ぶべき相に自己形成を遂げている謂いにほかなりません。——これは基礎的条件にすぎないとは言え、論理構制からいえば、ここで既に、論理学者たちの謂う概念的記号の知悉(ちしつ)と整序、形成規則ならびに解釈規則の運用的習熟が含意されております。(もちろん日常的言語のシステムや規則には曖昧なところがあり、そのこと自身“対話”的な討究を通じて自覚化されていく次第ですが、ここで“記号使用”の“規約”を人工的に設定することによって、数学的言語(「ラング」のルビ)体系、記号論理的言語(「ラング」のルビ)体系を形成することも可能であり、それを“共有”することも可能です。)」 334-5P

更なる問いかけと次項へのつなぎ「学兄は、ここで、謂うところの記号的体系の分類的

整序とか構文的規則の確立とかいう場面で、「内なる論理」が心理的法則として作動しているのではないか、そのような“内なる論理”・“内なる法則”の一斑として「同一律」「矛盾律」「排中律」などが既在するのではないか、この旨を問われるかもしれません。これは慥かに大問題です。この問題は、論理上の基本則と呼ばれる矛盾律などが、対話の場面ではじめて存立する規範的法則なのか、それとも心理的過程をも支配している事実的法則なのか、という大問題です。が、この大問題に答えるためにも、まずは対話の構制をもう少し追っておきましょう。」 335P

第二段落——対話の構成 335-7P

(この項の問題設定)「言語(「ラング」のルビ)が“共有”されているとしても、それだけではまだ如実に「話が通じる」というわけにはいきません。(それは、人々が「言語」を言語学者的、文法家的に認識していない所為(「せい」のルビ)なのかいえば、無論そうではありません。人々が、ラングの内的編成や内的規則をまだ十分に自覚していないことは確かであり、この点で数学や記号論理学の場合と違いますが、しかし、明確に認識していなくても“実践”上“身について”いれば差支えありません)。対話が対話として成立するためには、パロール的な次元での言語活動がしかるべき条件を充たす必要があります。ここに謂う「条件」、すなわちラング的次元では一概に規定できない具体的条件には諸々の契機がその都度具体的に存在します。が、少なくとも、両者が“同一の主題”について、それぞれ“述定的に陳述”することが要件です。別々の主題について勝手に各々喋っているのでは対話になりませんし、一方が全くの判断停止の状態を続ける(例えば、純然たる質問の連続)のでは対話になりません。——勿論、現実の場面では、質問というかたちをとりながら実質的には意見を表明する場合がありますし、さしあたっては質問なり態度保留であっても次のステップでの“述定的陳述”が予期されるかぎり。それも対話の過程的局面として算入されます。問題は、意見が一致するにせよ一致しないにせよ、所与の提題に関する肯否の態度決定(肯定的ないし否定的な判断的態度決定)が両当事者において少なくとも一回はおこなわれるのでなければ「対話」とは言えないということです。」 335-6P

ここで、著者は対話が成立しうる条件を、押さえる作業をしています。「ところで、或る提題について賛成したかとおもえばすぐ反対するといったことが起これば、すなわち、「SハPデアル」と主張しながら、且つ、「SハPデナイ」と主張すれば、一体どうなるでしょう。勿論、同じく「SハP」といっても、条件が別様になれば、判断的態度決定が別様になるのは当然ですが、今の場合、「同じSについて、同じ関係のもとで、同時に、Pが向妥当し且つ向妥当しない」と一方が主張したものとします。これは、まさに矛盾律に抵触するケースにほかなりません。もし、このような場合が出来(「しゅったい」のルビ)すれば、相手側は御本人が混乱していると思う以前に「S」なり「P」なりが二義的に(別々の意味で)言われているのだと想像することでしょうが、その二義的な意味を具体的に覚知することができず、意味不明(つまり相手の主張を理解できない)の廉で、肯定的に承認することも否定的に拒斥することもできないでしょう。また、御本人が混乱しているのだと洞見した場合(つまり、御本人としては「S」も「P」も一義的な心算だということが判った場合)にも、否定的な態度決定をおこなうというよりはむしろ、相手を窘(たしな)めて、肯・否いずれかに陳述し直すことを求めることでしょう。いずれにしても、相手が矛盾した発言を

おこなう場合(無論、自己批判的に前言を撤回して前とは別の主張をおこなう場合は矛盾ではありませんので今のケースには含まれません)には聞手の側では、判断的態度決定をおこないませんので、「対話」の要件を充たしません。——これを以ってみれば、「同じSについて、同じ関係において、同時に、同じPが向妥当し且つ向妥当しない」という「矛盾」的主張をおこなわないということが「対話」が成立するための“ルール”的条件をなすことが判ります。」 336-7P

「矛盾律」をとらえ返す——次項へのつなぎの文「こう申しますと、早速に反問されそうです。弁証法論者ともあろう者が、「矛盾律」を承認するのか？ それにまた、右の立論には論点の飛躍と摩替(「すりかえ」のルビ)がある。相手の矛盾した発言を窘めるのは、まさに相手が矛盾を犯しているという廉で自分の側では否定的な態度決定したうえでのことだ。相手の矛盾に気が付けば、直ちに否定的拒斥の判断的態度決定が成立する、云々。このように指摘されそうです。これは、先刻から持ち越した「矛盾律は事実法則なのか規範法則なのか？」という大問題とも関係します。この件をも絡めて暫定的にお答えしておきましょう。」 337P

第三段落——矛盾律をとらえ返す—弁証法は矛盾律の妥当性を否認する 337-42P

(この項の問題設定)「「弁証法」と「矛盾律」との関係をめぐるいろいろな議論の多いところです。或る種の論者たちは、弁証法に謂う矛盾は、形式論理の謂う“厳密な意味での矛盾”ではない旨を云々し、弁証法といえども論理的展開にさいしては矛盾律に則っている旨を指摘します。しかし、いつぞやも申し述べましたように、アリストテレス流の矛盾律、すなわち「同じものが、同じ関係のもとで、同時に、同じ属し且つ属さないということはあり得ない」という定律における「同一体」「同一関係」「同一時刻」なるものの存在論的領界を問い返してみますと、矛盾律の“厳密な”妥当性は一種独特の存在論を前提にすることなしには成立しないことが判ります。それは一口に言ってしまうと、不変不易な、自己同一性を維持する格別な存在体(形而上学的“実在”であれ、数学的“対象”であれ)が少なくとも世界の“成素”として存在することを前提にしつつ、そのような“存在体”に関してのみ“厳密に”妥当するという構制になっております。しかるに、万物を流転の相で観じ、不易の実体なるものを認めない弁証法的な存在観のもとにあっては、矛盾律のそういう“厳密な”妥当性は存立しうべきありません。原理的にいえば、この理由から、弁証法は矛盾律の端的な妥当性を否認します。」 337-8P

弁証法的途行きの過程としての矛盾律「このことは、しかし、弁証法が「矛盾律」を顛(「てん」のルビ)から無視してしまう謂いにはなりません(このことは自己決定権の問題にも似ている)。弁証法はいかに世界を生成変化・相互浸透の相で観ずるといっても、一挙に“神的な知的直観”で対象を把えきれるものではないからこそ、順次的にステップを追う方法論的アプローチを試みる次第でして、対象界の肢節を一旦“固定的”な相で“劃定”しつつ討究する悟性的手続を——悟性論理のように当の固定化相をそのまま“真実在”の如実相だと錯認する存在観を自覚的に卻けたうえで——暫定的には踏まえます。それは、しかも、単なる予備門といったものではなく、そういう暫定的な措定を止揚しながら進んで行くところに弁証法的な展開が存立するのです。悟性論理と理性論理が別々にあるのではなく弁証法的な理性論理は、システムとしての語性論理をそのまま包摂するものでこそなけれ、

悟性論理流の手続をまさにアウフヘーベンしたジステマティークになっております。このかぎり、「同じものが、同じ関係で、同時に、同じものに……」というさいの“同一性”が存在論的に厳密な同一性でこそないにせよ、悟性的な劃定の当該場面で“同一”と把握されている準位では、一応“矛盾律”に則って討究を試みます。——そしてそのことを通じて、悟性的な“同一化的劃定”そのものが実態を把えきれていないことに由来して生ずる二律背反(「アンチノミー」のルビ)的な“矛盾”を対自化することによって、当の暫定的な劃定・措定を止揚するわけです。迂生が先に“矛盾律”を承認するかのように申したのは、このような悟性的劃定の次元に即してのことなのです。」 338-9P

規範的ルールとしての矛盾律「ところで、この悟性的準位における“矛盾律”というのは、事実的法則なのか規範的法則なのか？ 人は、それと知らずして、矛盾した発言を為出かすことが現にあるのですから、矛盾律は心理的事実法則ではなさそうです。矛盾律は、さしあたり「同じS、同じ、同じ関係、同時、同じP」という劃定の準位が維持されるかぎり、「SハPデアル」という肯定的述定陳述と「SハPデナイ」という否定的述定陳述と共立的に主張してはならない(主張しないことにしよう)という規範ルールだと申せましょう。(相手が矛盾した発言をしたとき窘めるのは、ルール違反に対する譴責(けんせき)なのであって、相手の主張に対する否定的拒斥の態度ではない道理です。)」 339P

ここから、更なる問いかけによる、とらえ返しの深化に入ります。こここのところは、「弁証法は(事実)法則ではない」というとらえ返しで有効な議論になるのですが、そのあたりは、別のところから出てくることだとも思いますので、メモを省きます。

「こうして、矛盾律は、第一次的にはあくまで、対話の成立条件として人々が従う規範的な規則です。しかし、人々は、別段、対話の成立を可能ならしめようと意図して「矛盾律」なるものを「約定」するわけではないではないか。それはおのずと成立したものであり、その意味で事実的存在ではないか。また、規範に随順していると第三者的に認められる場合でも、本人は自覚的・意思的に則っているとは限らないではないか。こう反問されるかもしれません。まさにその通りです。このような次元での「規範的法則」と「事実的存在」との関係については、別著『世界の共同主観的存在構造』所収の「デュルケーム倫理学説の批判的継承のために」で扱っておきましたので参照ねがえれば幸甚です。迂生としては、規範・不許不(「ゾレン」のルビ)・価値を事実・不可不(「ミュッセン」のルビ)・存在と二元的に分断する立場は厳しく斥け、ヘーゲル・マルクスに随順する次第です。この段、御諒承願います。」 341P

ここで書き落としていて、ここでは書けないことを誌しています。「詳しく論攷する場合にはここで同一律や排中律についても討究すべきところですが……悟性的劃定における或る準位での“同一性”を仮設する場面では、同一律・矛盾律・排中律を同位的に扱えることは形式論理に徹して容易に御理解いただけるところですから、ここでは省きます……さらにはまた悟性的劃定における暫定的な措定がどのような機制でアウフヘーベンされるかについては、第五便で概述しておきましたので、この場で復唱するには及びますまい。」 341-2P

まとめと次筋へ繋げる文です。「茲では、とりあえず、論理学の根本定律とされる「矛盾律」が第一次的には「対話」の成立要件として形成される規範的規則であることを追認し

たところで、判断の推論的連鎖に視線を向けたいと念います。その場面を介して、右に持ち越した一群の問題にもある程度は答えることができるものと庶幾します。」 342P

二 所謂「因果的必然性」と当為的必然性

「推論における判断的連鎖は、いわゆる「直接的推理」と「間接的推理」とに分かれ、伝統的な論理学の流儀でいえば、前者は「対当関係」によるものと「変形置換」によるものとに下位分類され、後者は「演繹的」「帰納的」「類比的」に分類されます。さらにいえば、演繹的推理は「定言的」「仮言的」「選言的」のほかに、これらを組み合わせた「半仮言的」「両刀論的」、さらにはまた「帯証式」「連鎖式」などを含みます。／ここでは、しかし、これらに逐一立入る煩は避け、まずはさしあたり、「直接的推理」に即しながら、推論的連鎖の必然性を見ておきたいと思えます。——「間接的推理」については、そのあとで、少々別の視角から問題にする予定です——。」 342P

第一段落——論理必然性ということ 342-5P

(この項の問題設定)「推論的連鎖が必然的に認められる場合、その必然性は「理由—帰結」の論理的必然性であって、それは「原因—結果」の因果的な必然性とは一応別種の必然性です。」 342P

著者は必然性に関する論考を進めます。「では、論理的必然性とは何か？ これが真理性とは直接に合致しないことに御留意願います。例えば「SハPデアル」ナラバ「Sハ非Pデナイ」ことは矛盾律からして論理的に必然ですが、これは事実上同義反復(「トートロジー」のルビ)にすぎず、「SハPデアル」ないし「Sハ非Pデナイ」の真偽は未定です。視角を変えていえば、判断の推論的連鎖は当該判断の真偽にかかわらず必然的にあり得るわけです。論理的必然性とは、論理的規則に徴して、それに反対する主張をおこなうことは規則(「ルール」のルビ)違反になる(従って、規則上禁止されている)こと、規則に随順するかぎり、それを承服せざるを得ないことの謂いです。それは、まさに当為(不許不(「ゾレン」のルビ))的必然性であって、事実(不可不(「ミュッセン」のルビ))的必然性ではありません。説明的に言い換えれば、それは、「そうあらざるを得ない müssen」、「それと反対の行為をすることが事実的に不可能」なのではなく、「そうすべきである sollen」「それと反対の行為をすることが規範(「ノルム」のルビ)上許されない」という意味での必然性なのです。(「規範上許される」がこの次元での「可能性」であり、「規範上許されない」が「不可能性」であることは申し添えるまでもありません)。」 343P

さらに著者は話を進めます。「ところで、論理的規則は、規則(「ルール」のルビ)なので、いろいろな約定の仕方があり得ます。原理的にいえば、規則はどう定めても良いと申せます。矛盾を孕(「はら」のルビ)んだ規則であっても理屈上は差支えありません。(・・・ゲーデルの「不完全性の定理」への論及・・・)実際問題としては、しかし、種々の事情から、規則の定め方はおのずと限定されます。論理的規則の場合、煎じ詰めていけば、結局のところ対話という“ゲーム”が成立しうるように劃定されます。とはいえ、この劃定には一定の幅がありますし、どの線に落ちつくかは、歴史的・社会的な諸条件(もちろん対“自然”的關係も影響します)によって規制されるとしか言いようがありません。その点では、社会的習慣一般の範に漏れません。——という次第で、論理的規範そのものがもし一義必然的に定まるのであれば、まだしも「論理必然性」(規則による必然性)が“絶対性”

を帯びることでしょうが、遺憾ながら、それは「習慣」程度の“権威”しかもたないのです！ 特殊専門的な「人工言語」規則を作ったとしても、それは所詮、原理的にみれば「便宜的約束(「コンヴェンション」のルビ)にすぎません。かつて絶対的と思われていたユークリッド幾何学の公理系と、非ユークリッド幾何学登場後の了解の変化とを念い合わせて下さい。」344P

次節へのつなぎの文です。「……ここでは、しかし、歴史の因果的決定性という大問題に立ち入ったり、規範の歴史的相対性という論件に踏み込んだりする違はありません。端的に「因果必然性」なるものの実態に眼を向けることで一気に決着を図りたいと念います。」345P

第二段落——「因果的必然性」 345-50P

「因果的必然性」は事実的必然性の一種だと考えられており、その点で、当為的必然性の一種である論理的必然性とは別種のものだと普通には考えられております。しかも、このさい注意すべきことは、因果必然性は因果連鎖(関係)の必然性であって、先件と後件それぞれの事実必然性とは次元を異にするという点です。いま、Aという事件の生起とBという事件の生起が、それぞれ否みがたい事実として現存するとします。これら二つの事件が“事実必然的”であるとしても、そのことはA B連鎖(関係)の必然性を直ちに含意しません。AとBとが継起したとしてもやはりそうです。古典的な例でいえば、昼に夜が継起したとしても、それが恒(「つね」のルビ)に継起するとしても、先件「昼」が後件「夜」の原因だとは言いませんし、そこに因果関係があるとは言いません。例外なく必ず継起するとまでは認められても、これは必要条件たるにすぎず、それだけでは因果関係とはみなされません。それでは、当の恒常的継起が因果関係と認められるに必須なプラス・アルファは何でしょうか？ それは先件が後件を「惹(「ひ」のルビ)き起こす」こと、それも偶々(「たまたま」のルビ)そうするのではなく、法則的・必然的に惹き起こすことです。——原因という言葉が、ギリシャ語で「彼(「あいつ」のルビ)の所為(「せい」のルビ)だ」「彼に責任がある」というさいの“責任”の謂いであることを持ち出すまでもなく、因果の観念には擬人的なイメージがつきまといまいます。(このことはカール・ピアソンが古典的名著『科学の文法』で夙に指摘しているところです)。先件に後件がひとりでに継起するのではなく、先件が能動的・起動的なエージェントとして後件を「惹き起こす」という了解にはまさに擬人法的な発想がみられます。しかも、この「惹き起こす」能動的な営為は恣意(「しい」のルビ)的・偶然的であってはならず法則的・必然的でなければならないとされております。ところで「法則」といえば、日本語では「法律」とは別語ですけれど、ヨーロッパ語では「法律」と同語です。惟えば、日本語でも、やはり「法」であり「則」であるわけです。自然界の法則とはもともと「律法」(神の定めた掟(「おきて」のルビ)の謂いにほかなりません。法則的・必然的に惹起(「じゃっき」のルビ)するとは、規範的な規則(法律(「おきて」のルビ)に随って・そうせざるをえず(そうしないことを許されず＝不許不(「ゾレン」のルビ)に惹き起こすというイメージでしょう。ここでは、規範的規則に随順するという当為的必然性の構制が「原因」なる能動的エージェントの営為に擬人法的に推及されている次第です。こうして、因果的必然性とは、当為(「ゾレン」のルビ)的必然性を自然界の事象的生起の在り方に投入したものにほかなりません。」345-6P まさに物象化の逆の裏返しの事象化で、ここか

ら逆に物象化も生じてきます。

著者はさらに論考を進めます。「右の立論は、しかし、「原因」とか「因果的必然」とかの観念が形成されたさいの経緯(「いきさつ」のルビ)や含意には適っているにしても、科学的な因果関係はそういう擬人法を払拭した客観的事象関係を表わすはずではないのか？このありうべき疑念に答えるには、科学辞典を援用するのが捷徑(しょうけい)かと思います。——因果概念は近代科学における中枢的な概念でしたし、それゆえ、哲学の世界では、ヒュームやカントの議論にみられるように早くから論件になっておりましたが、昨今では科学基礎論・科学哲学の方面でもこの因果概念の“身分”が弁(「わきま」のルビ)えられるようになっております。」346-7P いうまでもなく、その世界観はパラダイム転換に曝されています。

ここで、「科学辞典」からの引用として『伊東俊太郎氏編『現代科学思想事典』の黒崎宏氏の文からの引用として「一般には、或る事象の原因として何を数えるかは、問題の状況および当事者の問題意識に依存するのであり、その際、本来数えあげるべき事象をすべて数えあげることとはしないのである。このことは、原因、結果、そして因果関係とは、一般には、事象の系列を見る一つの形式にほかならない、ということを物語っている。これらの概念は理論物理学の中には現われてこない。それは実用的な概念であり、理論的な概念ではないのである。」(下線は廣松さん)347P この因果論は、日本政府のお抱え御用「科学者」が政府の負担をできるだけ少なくしようという意図において、「因果関係はない」とか「因果関係は立証されていない」という「論理」として現れています。

先の文への廣松さんの補足・詳説「科学的理論としては、事象の状態の継時的変化相を時間を変数とする函数の形で記述するだけです。(ここに表現される必然性については後述します)。「原因—結果」は理論的な概念ではなく、「事象の系列を観る実用的な一つの形式」にすぎません。そして、この「実用的な概念」「形式」の構制は、煎じ詰めれば、上述の如き「擬人法的」な合規則的惹起の構制になっている次第です。」348P

ここから反問的問いかけへの応答による論究を煮詰める作業です。「だが、と学兄は反論されるかもしれません。(第一の反論) 規範的な当為必然性(不許不)は、それに違反する行為も事実上は可能であるのに対して、因果的な事実必然性(不可不)はそれから逸脱することが事実的に不可能であり、その相違に鑑みれば、後者は前者を“投入”したものとは思えない。(第二の反論) そして、現に、「原因」「結果」という日常的観念の曖昧さを卻けつつ、科学においてはまさに変化相を数式的に記述することで当の「事実必然性」(不可不(「ミュッセン」のルビ))を表現しているのである、云々。」348P

(第一の反論への著者の応答)「規範的な規則は、事実的な法則とは“異なって”、それから逸脱することが現にある、というのが通念であることは認めます。とくに近代社会では、規範は約束事・暫定的な取決めにすぎないという意識が強く、その一方、自然法則は決定論的な一義必然性を以って貫徹する者と思念されております。しかしながら、古代や中世までは、規範とは神法的な絶対性をもつものと信じ込まれていました。なるほど、それでもなおかつ逸脱・違反は現におこなわれていたわけで、だからこそ、“神罪”的な矯正が“生じる”ものと考えられた次第です。その点では、自然界の事象の径行についても、同断でした。前近代的な宿命論的世界観といっても、そこでの必然(この詞自身「運命(「さだめ」

のルビ」の謂い)は帰納が決まりきっているだけで、途中の経過は一義的に決定されているとは観じません。ですから、古代的な観念では、規範的必然性と自然的必然性との様態が同趣であり、しかるべき相で“投入”がおこなわれた次第です。ところが、近代になりますと、自然界の事象は、帰結だけが既定的なのではなく、途中の経過(途中の因果連鎖)が機械論的な一義必然の相で進行するものと観ぜられるようになり、ここにおいて規範的必然性と自然的・因果的必然性とが別種のものとなされるようになりました。ここでは、神的主宰者が逐一干渉することもなく、有意的エージェントが自覚的に規範に服することもない代わりに、謂うなれば「法則」そのものが事象的变化を一義的にコントロールするものと了解されます。そしてこの「法則的」支配の「必然性」を表現するものがあの物理的運動方程式にほかならないとされるわけです。こうして——近代的な因果観は、前近代的な原初的なそれとは異なって、当為的必然や規範的行為の単純な“投入”ではないことを認めるにやぶさかではありませんが、この近代的な因果的・法則的必然性の機制をみるためにも、——今や、第二の問題点の検討に移る段取りです。」 348-9P

(第二の反論への著者の応答)「数式的に表現される運動方程式、これが表現する変化的継時相の必然的連鎖、ここでの「必然性」とは何でしょうか？ それはさしあたり数学的必然性です。運動方程式中の時間の値に応じて函数の値が一義的に決まります。その決まり方は一義必然的ですが、この数学的必然性は数学上の公理や計算規則に則った論理的必然性にほかなりません。しかるに、この数学的論理必然性が一種の規則(「ルール」のルビ)からする必然性、当為的必然性であることは論理的必然性の機制について上述したところから明らかな通りです。——『現代科学思想事典』から先に引用した言葉と関連づけていえば、数式的に表現される因果的な法則的必然性は「事象の系列を見る一つの形式」「実用的な概念」なのであり、ここではストレートに有意的なエージェントの規範的行為を投入するわけではありませんが、その代わりに継起関係を数学的な表現形式での「論理的必然性」という規則(「ルール」のルビ)的当為的な必然性の構制で以ってそれを自然界に投入したものにほかなりません。」 349-50P

さらなる論究とまとめ、次項へのつなぎの文です。「学兄としては、しかし、“投入”されるのは「形式」だけであって、「実質」的な必然的関係は自然界そのものに存在する筈だ、と考えられるでしょうか。「実用上の概念」「形式」は擬人法であれ何であれ、ともかくその「形式」でもって把握される実質的な関係性が客観的に存在する筈だ。その“実質”な“客観的”関係性こそが問題なのだ、云々。これは「存在様相」を云為するわれわれの立場においては、慥かに重要な問題点であり、前便以来の脈絡から申しまして、検討に値すべき論件です。それゆえ、この問題に関説しつつ、前便との関連性を対自化したうえで、話の本線である推理的連鎖に主題を戻すことにしましょう。」 350P

第三段落——「客観的実在世界そのものが因果的・法則的必然に服しているという思念」について 350-4P

(この項の問題設定、導入部)「客観的実在世界そのものが因果的・法則的に必然に服していくという思念——論理的な判断の推理的連鎖といえども窮極的には客観的な事実必然性を追認的に辿り猶したものにすぎないという思念——には実に鞏固(「きょうこ」のルビ)なものがあります。が、問題は、その「客観的実在」「客観的な事実的法則必然性」なるものの

実態です。人々は、どういう概念形式を“投入”するかにかかわらず、客観自体が法則的な必然性に服していると思念します。しかし、果たして、人間は、何らかの形式をも“投入”することなくして、端的に客体そのものを認識できるのでしょうか。あれこれの特定形式を放棄することは勿論可能です。がしかし、その都度、何らかの形式を“投入”するという構造を免れ得るものでしょうか。これは認識論上の大問題です。が、今日では余程素朴な「模写論」者でもないかぎり“裸”の存在を何らの概念形式をも“投入”することなく認識できると主張するものはありますまい。なるほど、いくら括弧つきで“投入”と書いても、「投入」という発想には異論が出るかもしれませんが、“裸”の対象をそのまま認識できるとは、認識論上の立場としては模写説を採る人々でさえ、多くはもはや主張しない筈です。「形式」の“投入”と言わず、色メガネの比喻を持ち出しても構(「かま」のルビ)いません。(但し、ここに比喩的に謂う“色メガネ”は狭義のイデオロギー的なそれだけには限りません。いわゆる存在被拘束性・文化的拘束性一般に应ずるものです)。——この種の認識論上の問題については、当該の拙著『もの・こと・ことば』(勁草書房刊)を参照ねがうことにして、ここではとりあえず、端的に「形式」ぬきの“裸”の対象認識は不可能ということまではお認めいただいたものとして話を進めます。」 350-1P

「形式」に関する、さらなる論攷の進展です。「さて、認識上の「形式」にはさまざまなものがあり、さまざまな次元に相岐れますが、少なくとも近代的な自然観においては、対象界の法則的变化、法則的事象連鎖を把える「形式」として、最も基本的・基底的なものが「因果律」にほかならないと申せます。最も、近時では、函数的記述にとどめて因果的説明はおこなわないというのが科学理論の格率(「マクシーメ」のルビ)になっておりますが…。学兄としては、このような事情を踏まえた上で、因果的説明にせよ、運動方程式という函数的記述にせよ、その「形式」面は規則(「ルール」のルビ)的な規範的必然性に依拠するにしても、この「形式」で把える「実質」そのものが事実必然性・事実的法則に服している筈だと、主張されるのかもしれませんが。そうでなければ、月ロケットが命中したり、機械が計算通りに作動したりするわけがないではないか、云々。自然そのものに法則性があるからこそ、例えばメンデレーエフの周期律が“予言的”に的中しえたのではないか、云々。これは慥かに誰しもが懐きやすい思念です。——しかしながら、月ロケットは、天動説の概念で把えても、地動説の概念で把えても、無事命中するように設営できます。他の法則性といわれるものも同断です。学兄は、そこで一步を進めて、まさに「形式的記述」のありかたは色々でありうるが、それらが等価になるのはまさに“同一”客観的法則性が事実に存在するからだ、と主張されることでしょう。だが、例えばメンデレーエフが当時まだ埋まっていなかった周期律表の空所にしかじかの原素を想定した場合ですらそれは既に一定の「概念形式」に俟っております。人々は、なるほど、一切の概念形式からフリーな客観的对象性自体なるものを想定しがりますが、それはカント的な物自体(Ding an sich)になってしまいます。天動説であれ地動説であれ第三の説であれ、ともかく対象の法則性を認識するときには、必ず何らかの概念的枠組みに依ってしまうのです。突き放した言い方をすれば「裸”の“客観的”法則性そのもの」というのが既にそのような概念「形式」で把握したものになってしまっております。そのかぎりでは、学兄のいわれる“客観的法則性そのもの”を認めるに吝(「やぶさ」のルビ)かではありません。」 351-2P

「主観—客観」というとらえ方「このような言い方をしますと、学兄は、迂生が一切を主観的なものに還元してしまうのではないかと危惧されるでしょうか？ 迂生としては決してそういう観念的な主張をしているのではありません。例えば、色や音をとってみても、これらは決して単に主観的なものでなく、“客観的規定性”に応ずるものの筈です。勿論、一昔前の人々が考えたように、それは純粋に客観的な“裸”の实在性ではありません。が、同時に、純粋に主観的なものでもありません。人は、主観的なものと客観的なものという二元性の対立図式を前提にするところから“主観的な色”に対応する“客観的色性”とでもいったものを想定しますが、客観的“色性”自体が存在するわけではなく、強いて論者たちの構図に妥協して言えば、“主観＝客観”的な“色”があるだけだと申すべきでしょう。」

352-3P

著者の量子力学的観点からのとらえ返し「ところで、嚮には、運動方程式が数学的に必然的な方式で定式化されることをそれぞれ形式的に申し述べるに止めました。が、内容面を勘案していえば、古典力学の場合には、運動方程式が一義的に決まるかたちになっていたのに対して、量子力学においては、そのような一義的な必然性は存立しません。量子力学の立てる運動方程式といえども、それが数学的規則(「ルール」のルビ)に随って定式されるかぎりでは、数学的・論理的に必然的です。但し、時間値を決めても状態関数が一義的に決まらないという意味では一義必然的ではありません。話を簡単にするため、確率変項を含むということにしましょう。／現代物理学の了解では、先ほど学兄に譲って認めた意味での“客観的法則性そのもの”が“確率変項”を含むのであり、大枠的には劃定されているのですが、状态的諸契機の在り方は、一義的に確定されておらず、まさに“必然性と偶然性との統一態”とでも言うべき相になっております。このことは前便で縷々(「るる」のルビ)申し述べた通りです。」 353P

まとめと次節へのつなぎの文です。「翻って考えますに、規則(「ルール」のルビ)に則った規範的行為の在り方、当為的必然性に適った在り方と一口に申しましても、そこには規則(「ルール」のルビ)違反にならない劃定域の埒内で、実はいろいろな可能的な在り方が存立するわけです。(ですから、現代物理学の法則観が特異なのではなく、古典力学時代の近代式の因果的法則観、近代流の機械論的な必然観のほうが狭義で、例外的であったとも申せる次第です)。このことは、論理的な規則的必然性についても言えます。今やこのことをも念頭に納めて、推論的連鎖の必然性という本題に立ち帰ることにしましょう。」 353-4P

既に書いていますが、因果論の話は、せいぜい20世紀までの論理学で、そんなものを政府御用達の「科学者」が、使い続けているということ自体が、似而非科学性を示しているとしたら、わたしには思えないのです。

三 推理連鎖の論理的機能と真偽の価値

(この節の問題設定)「先刻は、推論的連鎖の論理的規則からする必然性にすぎないという一面だけを申しましたが、判断や推論は、真理性の要求からする当為的必然性にも則るものの筈ではないでしょうか？ 真なる推理とは事実的連鎖の事実的必然性を追認するものだという考え方もありえます。順を追って検討していきたいと念いますが、そもそも推論的連鎖、そこにおける理由命題と結論命題との関係を把え返すところから始める必要があります。」 354P

第一段落——推論的連鎖、そこにおける理由命題と結論命題との関係を捉え返す 354-6P

命題の提示「普通には——とりあえず「直接推理」を念頭におきながら申しますと、一或る判断(理由命題)から別の判断(結論命題)が「出て来る」とか「導き出される」とかいう具合に考えられております。「出て来る」とは良くぞ言ったものだと思いますけれど、その実態はどうなっているでしょう。／(イ)「全SハPナリ」ならば(故に)「全Sハ非Pナラズ」／(ロ)「全SハPナリ」ならば(故に)「或SハPナリ」／(ハ)「全SハPナリ」ならば(故に)「或Sハ非Pナラズ」／これらは、普通、伝統的な論理学では、(イ)は大反対対当による直接推理、(ロ)は大小対当による直接推理、(ハ)は矛盾対当による直接推理と呼ばれます(このうち(イ)は換質による直接推理とも言えます)。その際、矛盾律および編有編無律(Dictum de omni et nullo)が推論のための原理として既存のものと考えられている次第ですが、(イ)(ロ)を公理((イ)が矛盾律(ロ)が編有編無律の一半)と考え、(ハ)を(イ)(ロ)から導かれる定理だとみなす途もありえます。ここでは、しかし、伝統的な考えの線で、既存の両律に則った直接推理だということにして考えることにしましょう。」 354-5P

命題の解説「(イ)(ロ)(ハ)は「ならば」とか「故に」とかでさも推理らしく連結されておりますが、(イ)は論理的には同義反復(「トートロジー」のルビ)であって、結論命題は内容上なんら新しいことを言っているわけではありません。但し、明識的な知識としては、前提命題と同時に結論命題を意識していなかったかぎり、そのかぎりでは“新知識”の獲得と言うことが一応できます。(ロ)(ハ)についても、大同小異です。——このような構制に鑑みれば、論理上は既に前提命題に含まれていたものが「出て来た」だけで、新生したわけではありません。しかし、潜んでいたものが「出て来た」ことで見えるようになったわけで、一応の進展は認められます。先に「出て来る」とは良く言ったものだと誌した所以です。——ところで、論理的規則との関係でいえば、(イ)(ロ)(ハ)のそれぞれの前件からそれぞれの後件を主張することが許容される(ルール違反にならない)ということであって、「対話」の当事者がそう主張しなければならないという積極的な必然性はありません。が、「対話者」が前件を承認(暫定的承認でも可)するかぎり、後件をも承認せざるを得ない(後件だけを否認したのではルール違反になる)という意味での消極的必然性があります。そして、この対話的機制において、そのかぎり、前件と後件とのあいだに「ならば」「故に」という“必然性”(当為的必然性)が存立しております。」 355P

著者の正当性—真理性的論証「論理的規則に則って前件から後件を「導出する」ことが“許容”され、当事者が前件を承認するかぎり後件を否認することは“禁止”されているという“必然性”があるとしても、それは推論(結論)の「真理性」とは直接の関係はありません。合規則的な推論は「正当性」(Richtigkeit)をもつだけで「真理性」(Wahrheit)をもちませんし、また、規則違反の推論は「不当」(unrichtig)であっても直ちに「虚偽」(falsch)ではありません。(数学的「真理」と呼ばれるものは、一般には、数学の論理的規則に徴しての「正当」な命題にすぎないところを、強引に「正当」＝「真理」としているだけです。応用数学的命題はまた別の話になりますが、純粋数学が敢て「正当性」と「真理性」を重ねうる所以のものは、数学は対象を合規則的な命題に応じてその都度イデアールに“構制”“創出”し、そのイデアールな対象との合致性を循環的に主張することにおいてです)。」

355-6P

まとめと次筋へのつなぎ「論理学の形式的な手続の埒内では、いずれにせよ、真理・虚偽を全面的に“導出”“排却”することはおろか、弁別することさえ極く限られた範囲でしか期すことができません。とはいえ、一定の存在論的・認識論的領界のもとに、対象と概念とを或る仕方でリンクさせることによって、或る程度まで、形式的な手法で真偽を弁別できるよう論理学は工夫します。そのことによって、論理学という“形式”的学問が一定の“有用性”をもちうることになります。」 356P

第二段落——「正・否」と「真・偽」とのリンケージの一端をみる 356-62P

(この項の問題設定)「さて、そこで“対象”との関係性の面を視野に収めて、「正・否」と「真・偽」とのリンケージの一端をみることにしましょう。(尤も、爰で“対象”というものは必ずしも事物の謂いではなく、記号や規則との区別上便宜的にこう呼ぶもので、むしろ“意味”と記したほうがよいかもかもしれません。)」 356P

トートロジーということの持つ意味「学兄は、迂生が先に、直接的推理(イ)(ロ)(ハ)の例に即して、命題(1)「全SハPナリ」から、命題(2)「全Sハ非Pナラズ」、(3)「或SハPナリ」、(4)「或Sハ非Pナラズ」が“導出”されることに関説したさい、既に一種の論点“先取”を“犯して”いたことにお気付きかとも畏れます。迂生は、命題(1)と命題(2)とは「論理的には同義反復(「トートロジー」のルビ)であって、(1)と(2)との推理的連結によって論理的には別段新しい内容が生起するわけではない」旨を云々しました。しかしながら、(1)と(2)とがトートロジーであると認定するためにはむ、命題(1)と命題(2)との意味内容が同一であることを認定できねばなりません。矛盾律という規則(「ルール」のルビ)からは、(1)と(2)とを同時に主張することが許容されるということ、もし人が(1)を承認するならば((2)を同時に承認するのでなければルール違反になるので)(2)を否認することは禁止されるということ、ここまでしか言えません。(1)と(2)とが同義反復だという立論は、実は、単に矛盾律に則っただけでは成り立たないのです。——論理的推論は、記号的表現形態こそ変形されるにせよ、意味内容上トートロジーの継起だという言い方がよくされますが、そのさいには、既に、トートロジカルとされる二つの“記号”の表わす意味内容の同一性の判定が前梯になっているわけです。」 356-7P

“記号”と“意味内容”との関係「では、“記号”と“意味内容”との関係はどうなっているのか？ これは「構文論」や「語用論」とも関係しますが、当面の論脈では主として「意味論」の次元での問題です。そのさい、なかんずく「判断」(命題)の意味論的構造ということが主要問題になります。——この件について、卑見を積極的に申し述べるとなると、レアル・イデアールな共同主観的四肢構造という議論、意味の三契機の議論、述定的意味のイデアール・イレアルな存在性格の指摘に立ち入らねばなりません。ここでは省きます。この持論については『世界の共同主観的存在構造』および『もの・こと・ことば』の参看を願うことにして、当座のところ、伝統的思念をもっぱら問題にしておきましょう——。第七・第八便で申し述べましたように、伝統的思念では、判断における「主語—述語」関係を存在における「実体—属性」関係に対応させて考えます。」 357P

すでに提起した内容とのリンク「第七便を想起して頂くと便利なのですが、今、例えば「犬ハ動物ナリ」という例で申しますと、この判断は(α) 主語記号の指示する犬という実体(「もの」のルビ)が述語記号の指示する実体(「もの」のルビ)の範囲(外延・集合)に包摂

されていることの表明(「実体—実体」の包摂関係)、(β)主語記号の指示する犬という実体が述語記号の表明する動物という性質を所有することの表明(「実体—属性」所有関係)、(γ)主語記号の表現する規定性(内包・概念内容)のうちに述語記号の表現する規定性が含有されていることの表明(「属性—属性」含有関係)、これら三様の見方で捉えられます。(否定判断の場合は、(α)不包摂、(β)非所有、(γ)無含有とされます)。が、これらは相互に還元可能だと考えられており、主流的には(α)のかたち(外延論理)で処理されます。——迂生自身としてはこれらをアウフヘーベンするかたちで「函数的成態」の相で捉え返すこと、この間の次第については第八便で詳しく論じておきました——(α)(β)(γ)が相互に還元可能だということを含みとしつつ、以下しばらく、伝統的思念を仮りに認めるかたちをとって、(α)に即して議論を運びましょう。この思念にあつては、諸実体が「類—種—個」のヒエラルヒーを成している(ないしは「グループ—サブグループ—個体」の分類体系を成している)という存在観が前提になっていることもいつぞや申し述べた通りです。」 357-8P

伝統的思念での仮の論究「判断の「真理性」「虚偽性」は、判断における「主語—述語」関係が存在界の実情に合致しているか否かによって判別されるというのが伝統的思念です。このかぎりでは、殊更に論理的規則など無用です。他方、推論の「正当性」「不当性」は、上述の通り、真偽とは全く無関係にもっぱら合規則性・反規則性で決まりますので、そのかぎりでは、“論理的規則そのもの”にとって真・偽は問題外です。とは申せ、真偽の判っている前提からしかじかの合規則的(ないし反規則性)な推論をおこなうとき、そこに帰結する命題の真偽がそれだけで(つまり、あらためて存在との一致・不一致を確かめる必要なしに)判定できるとすれば、実用上“役に立ち”ます。また、或る命題の真偽が直接的に判定しがたい場合、それをトートロジカルな命題に規則的に変形してみることによって、真偽判定が容易になるとすれば、やはり“便利”です。このたぐいの“実用性”を実際“論理規則”にもたせることが可能であり、現にそのような論理規則が体系化されている次第です。——しかし、権利上の問題として、論理そのものは真偽を決定する資格をもたず、真偽を判定し易くするための補助手段にすぎませんし、また、事実上の問題としても、真偽の既定的な前提命題から合規則的に推論したからといって、それだけで真偽を判定できるケースは限られた範囲にとどまります。あまつさえ、論理的推論過程は無茶苦茶でも、結論それ自身は「真」の場合もある、といった次第で、『論理』などというものは世間一般で思われているほど“権威”のある代物では所詮ありえません。「論理」体系というものは、こうして、いずれにせよ大したものではありえませんが、しかし、例えば、既に真偽の判っている命題を変形規則(これは現識上は“新知識”の“獲得”たりうることは上述したところ)に則ってトートロジカルな別形に変形させ、その真偽をそれだけで判定することが“可能”という一事に徴しても存外と有用ですし、知識を体系的に整理し、学理的命題体系を整備するうえでは、割合いと有効です。その一端をみつつ、且つ同時に、“トートロジカルな変形”と称されるものの陥穽をみる含みで、間接推理における判断連鎖の一端を一瞥しておきましょう。」 358-9P

ここで、間接推理のバルバラの例としての展開に入ります。「間接推理の典型は何といっても「演繹的推理」であり、その代表的なものが「定言的三段論法」です。これは「各」と「式」で分類され、実質的には十九の「格式」に整理されますけれども、実際に使用され

るのは第一格第一式(Barbara)と第一格第二式(Celarent)の二つだけだと申しても過言でないほどです。バルバラの例として、お馴(「なじみ」のルビ)のソクラテスに登場ねがいましょう。／[大前提] 全ての人ハ死スベキモノナリ／[小前提] ソクラテスハ人ナリ／[結論] 故に、ソクラテスハ死ス／これは、真であることが既知の「全MハPナリ」から、これまた真であることが既知の「全SハMナリ」を介して、「全SハPナリ」という真なる結論を論理必然的に推論するものと称されます。(このさいの“真理性”は先の(α)[外延論理]でいえば、Mの外延がPの外延に含まれ、Sの外延がMの外延に含まれることから、Sの外延がPに含まれているという存在上の事実関係との対比によって“保証”されるわけです)。——ここで注意しておきたいのは、結論命題に対して、当の大前提を立てることは何らの必然性もないことです。極言すれば、大前提はアト・ランダムです。なるほど、推理者は、導きたい結論を最初から意識していることでしょう。そのことから由来する限定性がおのずとあります。だが、「全てのギリシャ人ハ死スベキモノナリ」「全ての哲学者ハ死スベキモノナリ」「全ての動物ハ死スベキモノナリ」……等々、その限定性の枠内でも、無数の大前提が可能で、また、大前提との関係だけで言うかぎり、小前提も何らの必然性はありません。小前提の述語Mが大前提の主語と同じMでなければならないこと、このことが「第一格」の規則(「ルール」のルビ)上要求されます。しかし、小前提の主語Sは、大前提との関係だけでみるかぎり、他に無数のものが許されます。尤も、結論命題が最初から意識されているかぎり、小前提の主語Sは一義必然的と認めるべきかもしれません。この点は認めましょう。が、そうすると、推理者当人は「ソクラテスは死す」という命題を意識しつつ、(一)その真理性は知らないのでしょうか？ それとも、(二)その結論の真理性をも既に知っているのでしょうか？ 前者(一)であれば「推論」であり、後者(二)であれば「論証」ということになります。」 359-60P

まず(一)から論じていきます。「偕、バルバラ(第一格第一式の三段論法(「シュロギスモス」のルビ))が建前通り(一)の推論だとすれば、推理者は「ソクラテスという人が死すべきものである」ことの真理性を知らないのですから、大前提たる「全ての人ハ死スベキモノナリ」(の真理性)を主張できません。となれば、当の“推論”は不当な推論です。(ついでながら、彼がもし、「全ての人ハ死スベキモノナリ」(の真理性)を知っているのなら、何も今更わざわざ推論をおこなって「ソクラテスは……」を導いてみる謂われはありません。無駄な話です)。——このさいには、嚮に一応認めた「心理上は“新知識”の獲得たりうる」ということさえも成り立ちません。というのは、結論命題の形(全SハPナリ)は最初から意識しているのであり、それに基づいて、小前提(全SハMナリ)の主語Sが決まり、その「全SハMナリ」の真理性を知ったうえで、大前提(全MハPナリ)の主語Mが選ばれた次第なので、大前提が立てられる際には「MデアルトコロノSハPナリ」が意識されており、もはや、「全MハPナリ」という大前提の定立は無駄だと申すべきでしょう。こうして、バルバラは、推論としては、不当である以前に無駄な論法です。」 361P

ここで(二)に移ります。「ところで、バルバラがもし、建前に反して(二)の「論証」だとすればどうでしょうか？ その場合には、一応正当です。論証者本人は結論および前提の真理性を先刻承知のうえで、他人(結論命題にあたるものの真理性を知らない相手)に対して論証してみせるわけで、相手が大前提を認めさえすれば、あとは理詰めというものです。しか

し、それは相手が大前提を承認すればの話であって、実際にはどうでしょうか。相手は「ソクラテスは死ぬ」という命題を承認していない(断乎たる否認の場合もあれば懐疑的な場合もある)からこそ論証的に説得しようというわけです。一体「ソクラテスは死ぬ」という命題を承認しないその相手が「全ての人ハ死ヌ」という大前提を承認するでしょうか？ 無駄な相談というものです。——こうして「論証」としても有効ではありません。論証者の側では何ら知識が増進せず、相手の側も顔から受け付けません。御苦労様デシタ。」 361-2P

バルバラ、ひいては「定言三段論法」のまとめの文です。「定言三段論法という演繹的推理の典型、しかもその代表格たる「第一格」は(バルバラ以外の「式」も同趣になるわけで)(一)推論としても、(二)論証としても、実効性がない次第です。せいぜい、狎合(「なれあ」のルビ)の“論証”でしかあり得ません。——狎合いにせよ、「論証」ということであれば、最初に「提題」(証明すべき結論命題)を置き、証明的理由はあとから述べるのが「型」というものでしょう。」 362P

次節へのつなぎの文です。「学兄は、ここで、印度の論理学(「正理」や仏教哲学での「因明」)を想起されるかもしれません。「因明」はそのような「型式」での「論証論理」(為他比重=他人を説得するための考量)になっていると言えそうです。その一端をごく簡単に覗いてみることにします。」 362P

第三段落——印度の論理学(「正理」や仏教哲学での「因明」) 362-7P

バルバラとの対応での「因明」の押さえ「一口に「因明(「いんみょう」のルビ)」といっても、古因明と新因明とでは、同列に論ずるわけにはいきませんが、古因明から一瞥するのが便利かと思えます。——印度の論理学は非常に精緻(せいち)に仕上げられていて、アリストテレスの論理学に優に比肩すると言われます。現代論理学の立場からは、勿論、若干の不備を指摘されざるをえませんが、その現代論理学なるものがヨーロッパ的な既成観念を前提にしたうえで因明にさしむける批判をそのまま鵜呑みにすることは却って危険な趣きもあります。が、ここでは、無論、そういう次元まで立入ることは差控え、バルバラに“対応する”推論、いな「論証」にかぎって問題にしておきます。古因明の五分作法(五文法)では、

[宗(「しゅう」のルビ)] 鳥ハ死ス	提題(結論)
[因] 生アルガ故に	理由(小前提)
[喩] たとへバ虫等ノ如シ	事例(大前提)
[合] 虫ハ生アリ、而(「しこうし」のルビ)テ死ス 鳥モ亦(「また」のルビ)生ヲ有スルガ故に死ス	綜合
[結] この故に知るを得、鳥ハ死スと	断案(結論)

このような構制になっております。」 362-3P

故因明とバルバラの違い「古因明の場合、見落としてならないのは、「全ての人ハ死ス」とは明言しない点です。せいぜい「或る人々ハ誰々のように死ヌ」としか言いません。この点で「ソクラテスは死ぬ」を承認しない相手に「全ての人ハ死ス」という大前提を呑ませようとするバルバラ式の“論証”とはわけが違います。これは、事例を挙げていくといっても、帰納法的推理でもありません。むしろ、若干の例にもとづいた類比推理(類推(「アナロギア」のルビ))と言ったほうがよいでしょう。」 363P

古因明の不完全性「このように、古因明は、論理構制から言えば一種の類推にすぎず、相手に「サモアリナン」と思わせることはできても(従って、断案を共有化することはできても)、論理的必然性はありません。要言すれば、“説得”の手續としては有効であるにせよ、論理的必然性がないという点で“論理的”には不完全です。」 363P

新因明の「是正」の試み「そこで、新因明では——いま「異喩」の側に立入ったり。況んや「因の三和説」とか「九句因説」とかに議論を伸ばすことは一切割愛して、唯の一事に限って申すにとどめますが、——「喩」を全称判断の形にすることで、この“不完全性”を是正します。／[宗] 鳥ハ死ス。／(鳥は) [因] 生アルガ故ニ。／[喩] 全テノ生アルモノハ死ス。たとへバ虫等ノ如シ。／この形になれば「喩依」(実例、「たとへバ虫等ノ如シ」)は“論理上”不必要とも言え、あのバルバラと順序こそ変わっておりますけれど(つまり、結論・小前提・大前提の順になっておりますけれど)、内容的には、まさにバルバラと同じだと言えます。——この言い方は、西洋論理を基準にした立論であり、「喩依」「喩依」が残されている所以のもの、もっと深い意味があることも考えられます。が、しかし、ここではその件は棚上げにして、新因明の三支作法の場合、バルバラに即して上述した西洋の形式論理と同趣の“戻理(「れいり」のルビ)”を免れていない旨を臆言しておきましょう。」 363-4P

「学兄は、事は一体どうなっているのだと訝(「いぶか」のルビ)しがられるかもしれません。第一便や第六便などでいわゆる「帰納法」的の手續が「洞見(「アインジヒト」のルビ)」による直感的“飛躍”に俟たざるを得ないことを指摘しておいた論議を想起していただくまでもなく、帰納的推理を恃(「たの」のルビ)むわけにもまいりませんし、演繹的推理が亦その「代表格」に即して以上みてきたように戻理を免れない始末です。——演繹的推理の全般をまだ検討していないので独断的な言い方になりますけれど、結論的に言えば、演繹的推理全般についてほぼ同断なのです——。それでは、残るところ「類推」で満足するしかないとも言うのでしょうか。類推は、しかし、所詮は不完全推理でしかありません。」 364P

形式論理の不完全性と有効性「惟えば、形式論理が発見的論理でも、十全な説得的論理でもないことは、或る意味では判り切ったことだとも申せます。だがしかし、それにもかかわらず、論理学(その一部として「数学」が含まれる)は結構“権威”もあり、“実用性”もあることが広く認められているではないか。それにはそれ相当の理由がある筈ではないか。確かにその通りです。命題の真理性は論理的規則そのものだけでは規定できないことですし、いずれにせよ過大な期待は禁物ですけれど、それでもやはり、学問的な叙述体系、体系的構成にとって「論理」が極めて重要なことは否めません。」 364-5P

総体的構案からのこの論攷の位置づけ「このことは、次箋での行文を通じて審(「つまび」のルビ)らかにする予定ですが、本簡でのネガティヴな截り方からも、“仕掛け”はお察し頂けるかと念います。上向法的展開のアルケー(端初・原理)となる基礎的命題の“真理性”が“承認”されているとすれば、論理的規則に則って、そこから一群の「真なる」諸命題を体系的に「導出」することが、その埒内で可能です。——かつてユークリッド幾何学の公理的・端初的諸命題が“真理”として“承認”されていた折、そこから“真理”と思念される命題群がどのように“導出”され体系化されたか、或いはまた、ニュートン力学の原理的諸命題が“真理”として“承認”されていた折、どのような体系化が実現されたか、

これを慮(「おもん」のルビ)みて下さい。——論理必然的に導出された命題事態がイデアールな存立性を認められうるものとし、そのイデアールな形象が、因果律に即して上述した意味での「形式」として“投入”され、それが日常的思念に謂う“客観的法則そのもの”を“構成”するとすれば(現に「数学」の物理学への“応用”“適用”と謂われるものはこの構制に俟つものなのですが)、当の論理必然的な命題事態は、当該アルケーによって劃される領域的对象界に対して、対象の「相在(「ソーザイン」のルビ)」を規定する構成的契機として機能するのであり、存在論的・認識論的な意義をもつ所以となります。」 365P

「本簡では、「正当」と区別される「真理」を伝統的思念に妥協して、さしあたり、「対象との一致」という通俗的な規定にとどめましたけれど、実は、その「対象」なるものが「判断」を超絶して自存的なのではなく、判断的措定と対象の相在とが相互媒介的なのです。——学兄は、推論以前に、そもそも個別的「判断」なるものがしばしば必然性の意識を伴うことに先刻お気づきのことと思います。この「判断措定の必然性の覚識」のうちには、推理上のルールから由来する規範的必然性の場合もありえますが、さしあたりそういうルールとは“無関係”の場合が確かにあるように思えます。或る提題が、真なるが故に否認するわけにはいかない(承認を拒否することは許されない)、真なるが故に承認せざるを得ない。乃至は、或る提題が、偽なるが故に承認するわけにはいかない(拒斥せざるを得ない)。そういう“真理性的事実的要求”からする“必然性”の覚識という思念が確かに存在します。——これはこれでまた、一種の規範的・当為的な必然性ですが、しかし、それは“規則(「ルール」のルビ)”からする必然性とは区別を要します。そして、この“真偽的必然性”の覚識は“論理的必然性”の覚識より優位であり、矛盾律などの干犯をも敢て促すことがあります。では、このような「判断」的態度決定における“心理的必然性”の覚識とは何であるのか? “事実的必然性”の覚識とも不可分なこの判断的“必然性”に遡って検討する必要が残されております。上述した「判断的措定」と「对象的相在」との「相互媒介性」という論件はこの次元で扱わるべきものにほかなりません。——この件には、次箋で立ち入る予定です。」 365-6P

「形式論理」から弁証法的論理への転換、著者の弁証法の規定「尚、嚮には「論理」というものが体系構成にとってもつ意味を示唆するのに、ユークリッド幾何学やニュートンの古典力学を持出しましたため、「論理」なるものが宛(「あた」のルビ)かも「形式論理」の謂いであるかのごとき印象を与えたかと惧れますが、「弁証法的論理」こそが当然われわれの体系的構成法にとって要訣になります。実はただいま申した「判断的措定と对象的相在との相互媒介性」に定位した論理展開、それが弁証法にほかならないわけでして、「真理性」と「正当性」との有機的な結合はまさに弁証法を俟ってはじめて成就される次第なのです。」

次章・次箋へのつなぎ文「次箋では、この間の事情について主題的に論じつつ、「下向過程と上向過程」、「当事主体とわれわれ」、「著者と読者」といった一連の問題圏の統握を期したいと念います。」 367P 弁証法の途行き

映像鑑賞メモ

たわしの映像鑑賞メモ 077

・TBS「報道特集」——特集「“ギロチン”から27年「宝の海」は」2024.6.15 17:30～18:50

諫早湾の干拓事業で、湾を締め切り農地にするという事業があったのです。その締め切りの映像が、1997年仕切りの鉄板を連動的に落とす様子がまさにギロチンが落ちていく様で、ぞっとしたのを憶えています。で、その事業で干拓したところで、調整池を作りそこから一方的に排水するだけということで、赤潮が発生するなど、「宝の海」といわれた有明海でのノリの養殖ができなくなり、タイラギ貝がとれなくなる、魚などもとれなくなるなど、海がまさに死ぬような事態になり、漁民が調査開門を求めて訴訟を起し、調査開門する判決が民主党政権時代になって出て、民主党政権は控訴せず判決が確定したのですが、自民政権に戻って判決に従わず開門調査をせず、逆に、別に裁判を起し、「非開門」の判決が出て、2023年に最高裁の判決が出たとして、それを統一見解とする流れを国が作ったのです。

何かむちゃくちゃの話なのです。堤防を壊せと言っているのではなく、とりあえず調査開門をしろと要求しているのに、それにも従いません。そもそも、この計画は米の増産計画で作られた計画が、米の減反政策になったのに、自民党政府は①海の異変と汐留堤防の「因果関係はない」(註)として、②防災と③地元の理解が得られないから開門調査をしないとっています。

①そもそもこの放送の中で自然科学者が色んなことを言っています。調整池からの排水の害や潮の流れなどを押さえた赤潮の発生のおしくみなど学者の説明なども出ていました。②また防災などで汐留堤防をつくるなどと言っているところは全国にひとつもない、これは失政事業だという話をしている学者もいました。③では、そもそも営農者自体も農地を借りるときに裁判の原告になるように契約書を交わしているのです。そもそも「地元での話し合いによる解決」などとしつつ、「開門をしない、という前提での話し合い」という意味不明のことを言っているのです。

この番組では取り上げていませんが、そもそも公共事業は一度決めたら、大手ゼネコンのための事業になり、いろいろ理由を変更して強行し、しかも「地元」での分断・対立の構造を作るのです。そして、失政を覆い隠すために、「調査」という科学的・論理的なことさえ無視して、押さえつけようとする。今、まさに政治献金が問題になっていますが、企業・団体献金を贈賄・収賄として禁止しなければ、このようなことが繰り返されるのです。

(註) そもそも、「因果関係がない」というのはもはや非科学的論理になっているのだとわたしは繰り返し主張しています。わたしは政府サイドから「科学的」ということばが出て来るときに身震いしてしまいます。フクシマ原発事故が起きる前に、「原発が危ないというのは非科学的だ」と言っていた推進派のひとがいましたが、原発事故をおこしておいて、その汚染水を海上放出するとして、それに「非科学的」だと反批判する、その厚顔さに驚愕せざるをえません。それと同じで、諫干などという非科学的計画を作り、押し通して、幾多の科学者の意見も無視して、よくも厚かましく「地元で話し合い」と言えるものです。

(追記)

これは特集②でした。①は鹿児島県警の本部長が内部警察官の不祥事への隠蔽工作していたことを通報した内部告発者を逮捕するというとんでもない事件の報道です。しかも内部通報者の保護とは真逆に、通報したジャーナリスト団体へのガサ入れまでしています。今の政治は腐っているという思いで繋がっています。

インターネットへの投稿から

「通信」151 アップ告知 24.6.18

「反障害通信」151号、アップしています。巻頭言は「戦争をなくすための試論」。読書メモは、連載している「廣松ノート(5)」『弁証法の論理』の6回目。白井聡『今を生きる思想 マルクス 生を呑み込む資本主義』。<http://www.taica.info/adsnews-151.pdf>
(コメント1)

巻頭言、順番を最初と次で逆にしたのですが、実は次号の152号「世界は変え得る、途はいくつも！」の中で示した、「四つのテーマ、反戦・反差別・反ファシズム(反国家主義)・エコロジーで運動を創り出していくこと」の「四つ」の最初の原稿この「戦争をなくすための試論」151号、「なぜ、差別は許されないのか？」153号、「反ファシズムということ」154号、「反「環境破壊」ということ」155号の連載となります。ファシストブーチン・ロシアのウクライナ侵攻、ファシストネタニヤフのパレスチナジェノサイドという戦争にビビットに対応するために最初にもって来ました。

ファシスト規定を「レッテル貼りのようなことをしてはならない」と躊躇するひが多いのですが、ファシズム規定をはっきりさせることで、むしろ積極的に規定し抑え込む必要が出てきます。維新の会や小池都知事のようにポピュリズムで民主主義かのようなオブラートで包んで、ファシスト的なことを隠していく手法が出てくるところで、きちんとファシズム性を明らかにしていけないといけません。連合や野党が小池都知事を支持するような動きに関しては、ファシズムを容認するのかという批判をきちんとしていけなくて、戦争とファシズムの波に飲み込まれていきます。

(コメント2)

それにしても、菅原文太さんが最後の力をふりしぼるように、沖縄知事選で演説した、「政治の役割は二つあります／ひとつは、国民を飢えさせないこと／安全な食べ物を食べさせること(拍手)／もうひとつは、これは最も大事です／絶対に戦争をしないこと(拍手)」という提言を、政治家たちが踏みにじって、まさに軍事的緊張感を煽り、軍備の拡張をし、死の商人のごとき武器輸出に踏み込んで行くとき、武器製造企業の政治献金が何を意味するのか、ちゃんと考えなくてははいけません。今こそ、政治の流れを変えないといけません。戦争反対と反ファシズムの流れを作っていくことが今必要になっていくのです。

2024.6.29 沖縄の慰霊の日の岸田首相訪沖での過剰警備批判投稿に対して

「政府からの圧力も／あったのだろうが」って、これが総てでは？県行政と民衆のあいだにくさびを打ち込む目的もあるのでは？ビデオメッセージはだめです。やじで「はりのむしろ」にしなくてはならないから。「にやけ顔の鉄面皮」には響かない？そもそもよばなきやならないのでしょうか？国と地方自治との関係がそもそもおかしいし、更に地方自治法

改悪でひどいことにしていますーまた米兵の事件が・・・怒りに震えます。

(編集後記)

◆月二がしばらく続きます。

◆巻頭言は、先月号の「編集後記」にも、「インターネットへの投稿」で書きましたが、順番が逆になった前の号に続いてシリーズで全部で5回書きます。ほんとは、これが一番初めに来るのですが、順番を変えました。で、「小見出し」にある「**四つのテーマ、反戦・反差別・反ファシズム（反国家主義）・エコロジーで運動を創り出していくこと**」の前の号が「反戦」、「**四つのテーマ**」の後三つが次号から順番に続きます。これは中断している「社会変革への途」の草稿にもなります。

◆読書メモは、[廣松ノート（5）]の『弁証法の論理』の7回目です。今回はわたしがこの間問題にしている因果論が出てくるところ、注目です。後2回で終わります。その後の[廣松ノート（6）]は『物象化論の構図』5回分。積ん読している本を挟んで、いよいよ、廣松さんの主著の『存在と意味』に入ります。これは、体系的な著なので、じゅっくり構えることとなります。他の宿題にもとりかかるしどういように出すか、いろいろ考えているところです。

◆映像鑑賞メモはテレビの報道関係の番組が以前は局でリベラルと保守に二分していたのですが、もはやリベラルが消えつつあります。そういう中でほとんど「唯一」のリベラルTBS「報道特集」でながしていた番組。諫早湾干拓事業の迷走。大規模事業は一端走り出すと止まらない、ということの典型例です。今、政治献金や政治パーティの闇の構造が明らかになってきていますが、まさに金で政治を買った結果として、「元を取る」ところで（これが取れないと「個人的」趣向で献金した背任行為になります。モースの『贈与論』を想起させます。私有財産制の発生しているところで無償の贈与などないのです）、政治が大手ゼネコンのための事業にして、意味不明の事業になり、それでその失政を覆い隠すために無茶苦茶な政治を続けているのです。余りにも酷い。

◆「インターネットへの投稿」は、インターネットで新しい号を出す度に、Face BookとXでホームページアップ告知をしているのですが、Face Bookのコメント欄に、前号でメール添付で直接届けているひとたちへのメール添え文を貼りつけたのがひとつ。もうひとつは、沖縄の過剰警備に関する投稿が気になったので、コメントを書きました。出そうかどうか迷っていたのですが、後のフォローとかも含めて考えていきます。この二つとは別にいろいろ文を書いていたのですが、お蔵入りにしています。

◆沖縄の県議選で自公が過半数を超えたとか、米兵の暴行事件を外務省が沖縄県に連絡せず隠蔽していたのですね。県議選が終わってから出てきました。余りにもやるのが汚い。マスコミも報道しないし、何かおかしい。発表を押さえていたのでは？

反障害－反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返ししながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール hiro3.ads@ac.auone-net.jp (三村洋明)

反障害－反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>